

民事上の個別労働紛争件数が4%増加、過去最高。 総合労働相談件数は前年より減少するも高止まり。

静岡労働局（局長 新宅友穂）は、平成22年度（平成22年4月～平成23年3月）の静岡労働局における「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく「個別労働紛争解決制度」の施行状況を以下のとおり取りまとめた。

1. 総合労働相談件数は、39,292件とほぼ横ばい（高止まり）。
平成22年度の総合労働相談件数は、前年度より2%減少した。

2. うち民事上の個別労働紛争相談件数は、4,873件と過去最高。
平成22年度の個別労働紛争相談件数（民事上のトラブル）は、前年度より4%増加した。

民事上のトラブル相談を行った労働者の就労形態の内訳は、派遣労働者の割合が減少し、期間契約社員が増加した。

○就労形態（件数と前年度比）

正社員	2,114件	(4.5%減)
パート・アルバイト	896件	(6.5%増)
派遣労働者	215件	(24.8%減)
期間契約社員	494件	(18.8%増)

○主な内容（件数と全体に占める割合）

解雇	1,188件	(21.0%)	(前年度 25.4%)
いじめ・嫌がらせ	885件	(15.7%)	(前年度 14.9%)
労働条件引下げ	738件	(13.1%)	(前年度 12.2%)
退職勧奨	597件	(10.6%)	(前年度 10.2%)

3. 助言・指導365件、あっせん173件。

助言・指導件数は、前年度に比べ37%増、あっせん件数は、前年度に比べ16%減の状況となった。

◎助言・指導

○解決状況

256件（約70%）が解決している。

○上記の処理期間

99%が1ヶ月以内、残りも2ヶ月以内に処理終了している。

◎あっせん（両当事者の参加意思により、開催される。）

○解決状況

あっせん開催に至ったものは、61件で前年度より27%減少している。

うち合意に至ったものは、43件で前年度より30%減少している。

あっせん開催まで進むと70%が合意解決している。

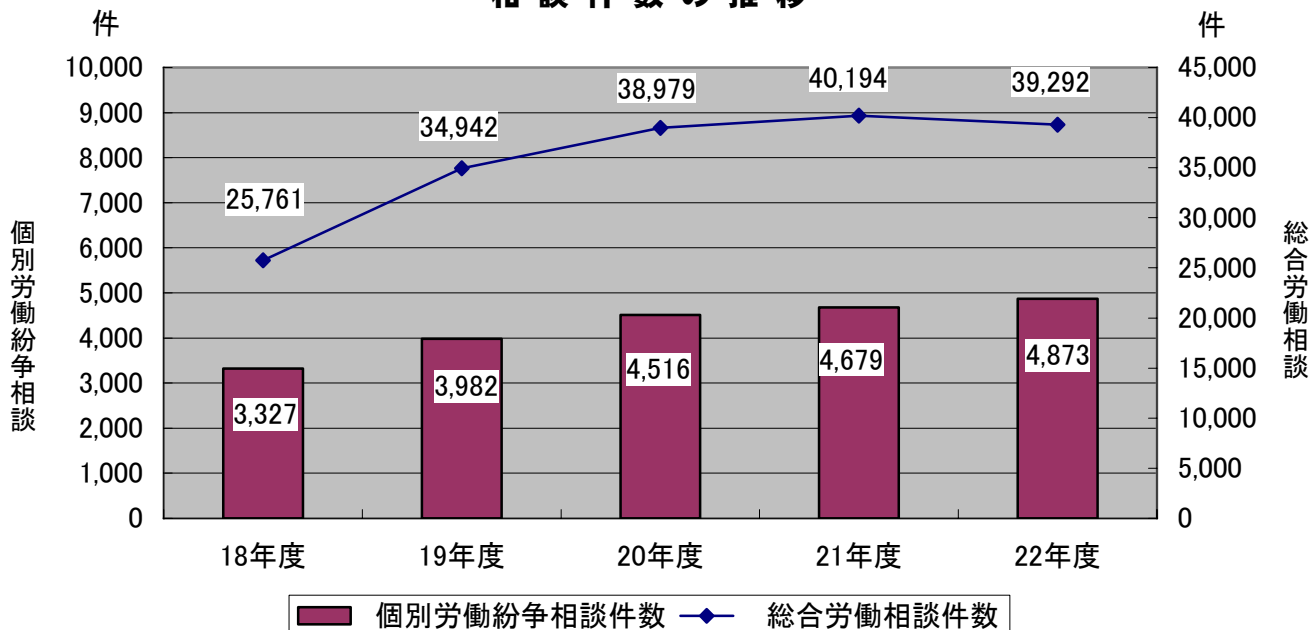
I 総合労働相談（労働局及び県下7労働基準監督署内の総合労働相談コーナー）

労働者等の不満や苦情には、法令・判例の不知、誤解に基づくものも多いことから、適切な情報提供、相談を行うことにより、紛争に発展することを未然に防止し、労使が自主的に解決することを促進する。

静岡労働局、労働基準監督署において、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置しているところであるが、平成22年度に寄せられた相談は39,292件であった。昨年よりは件数は減少しているものの、高止まり状態である。

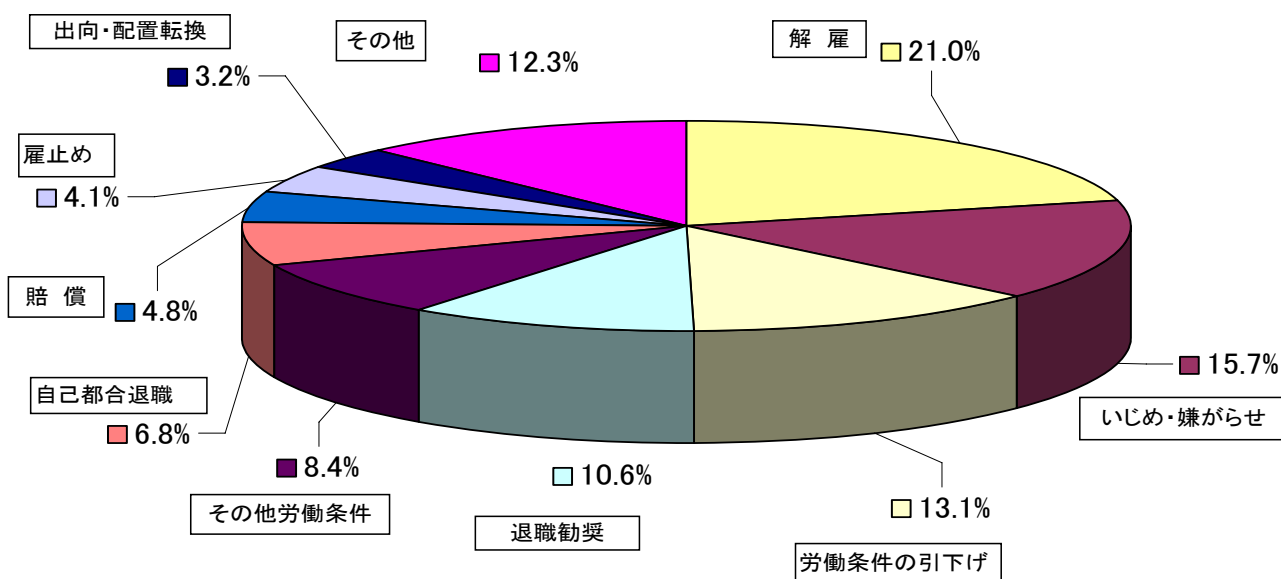
このうち、労働関係法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが4,873件である。

相談件数の推移



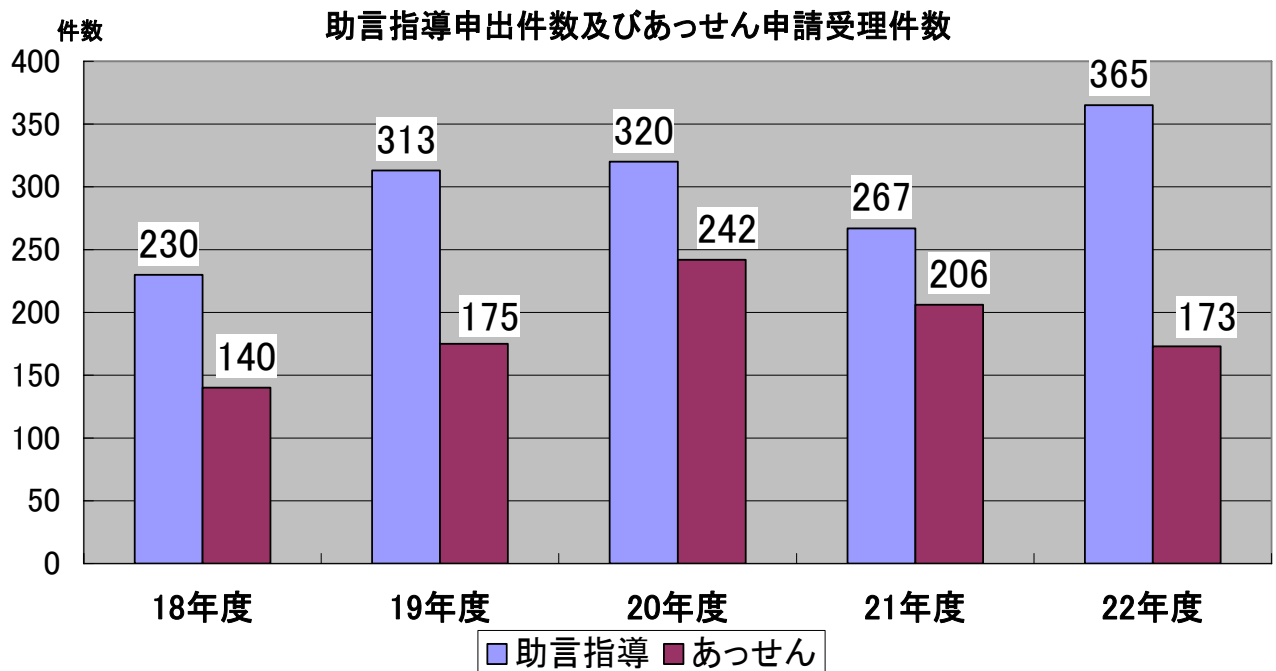
民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、解雇に関するものが最も多く21.0%、いじめ・嫌がらせに関するものが15.7%、労働条件の引下げに関するものが13.1%と続いている。

個別労働紛争に係る相談の内訳



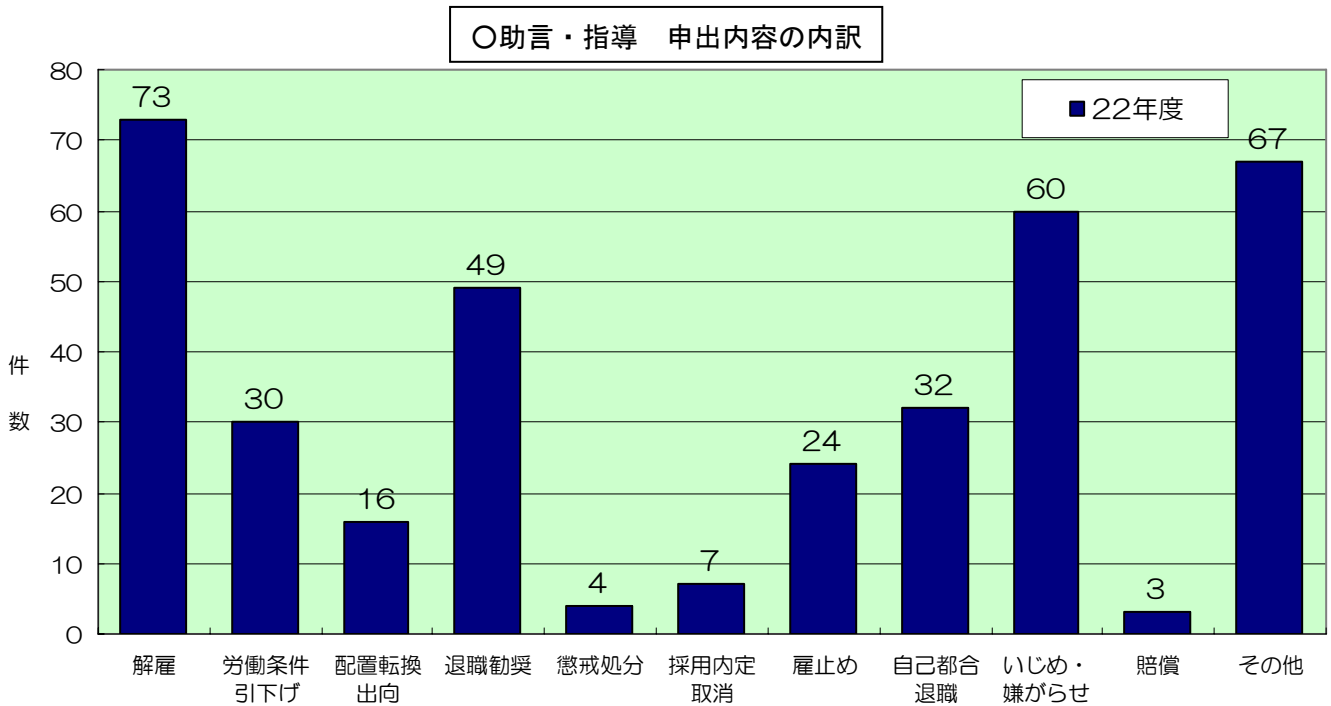
Ⅱ 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの受付状況

平成22年度の当該制度に係る助言・指導申出件数は365件で、平成21年度比37%の増加となっている。あっせん申請受理件数は173件で16%の減少となっている。



静岡労働局長による助言・指導

個別労働関係紛争の中には、法令や判例の理解が十分でないために不適切な行為をしたことにより生じているものも多数あることから、問題点及び解決の方向性を的確に示して助言・指導することにより迅速な解決を促進する。



静岡紛争調整委員会（弁護士、社会保険労務士、人事労務管理経験者等9名で構成）によるあっせん

紛争当事者の間に労働問題専門の公正中立な第三者が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方に具体的な解決の道を働きかけ合意を引き出すなど、紛争当事者間の調整を行い、自主的な解決を促進する。（相手方不参加又は参加しても合意なき場合は打ち切りとなる。）

